

ニジェール共和国

友愛－労働－進歩

植物保護に関する

2015年5月26日

法律第 **2015-35** 号

2010年11月25日の憲法典により；

CEDEAO 域内における殺虫剤の認可を規定する規則の調和に関する規則第 C/REG.3/05/08 号により；

西アフリカ殺虫剤認可委員会の権限、組織と機能に関する実施規則 02/06/12 号により；

殺虫剤の認可に関する CILSS 参加国共通規則により；

閣僚会議の了承により
国民会議の審議、採択により
共和国大統領が以下の内容の法律を公布する：

第 I 章：一般規定

第 1 節：目的及び適用範囲

第 1 条：本法律の目的は下記のとおり：

- 環境へ配慮しつつ、有害生物の予防及び対策により植物及び植物製品を保護すること；
- 国の生産の持続的発展のため、有害なものからの作物の全体的な保護を推進すること；
- 人間及び動物の健康及び環境の保全のため、特に製品の輸入、製造、認可、認可後のモニタリング、使用、貯蔵及び排除の管理といった、殺虫剤の管理に関する国家政策を実施すること。
- 輸出向け植物及び植物製品の保健品質を推進すること。

第 2 条：本法律は、国土の植物病虫害防除、殺虫剤の管理及び、植物及び植物製品の輸出入管理に関する全ての活動に対して適用される。

第 2 節：植物保護の実施責任

原文タイトル：Loi 2015-35 du 26 mai 2015 relative à la protection des végétaux et des produits des végétaux

原文リンク：<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/3C83D388-BA2C-E054-D59D-61D7AB631C60/attachments/Loi-n%C2%B02015-35-du-26-mai-2015.pdf>

(最終アクセス日：平成 30 年 2 月 20 日)

第3条：国土全体における植物保護については国家が保障する。

第4条：植物保護の実施については、農業担当省が関係機関、関係組織と協働のうえで行う。

第3節：定義

第5条：本法律においては以下のように定義する：

販売臨時許可（APV）：その認可に必要な補足的情報の収集を待つ間の、殺虫剤の市場投入に関する臨時許可。

副次的生物：その発生地域内の他の生物に依存しながら生息し、その生物の個体数を制限するような寄生生物、共生生物、捕食生物、食植生物及び病原体。

植物病虫害防除証明書：植物病虫害防除規則に則る、植物病虫害防除の状態を証明する公的文書。

CEDEAO：西アフリカ諸国経済共同体。

CILSS：サヘル早魃対策国家間常設委員会。

CNGP：殺虫剤管理国家委員会。

COAHP：西アフリカにおける殺虫剤の評価及び認可を担う、西アフリカ殺虫剤認可委員会。

商品化：対価の有無を問わず、植物、植物製品及び殺虫剤の販売、販売のための保有、販売の提案及び全ての譲渡、全ての供給又は全ての移転。

包装：殺虫剤を、卸及び小売の流通経路を通じて消費者へと届けるために使用される、保護包装材を備えた全ての容器。

CPS：CILSS 諸国において殺虫剤の評価及び認可を担う、サハラ殺虫剤委員会。

環境：水、空気、土壌、野生の動物相及び植物相、それらの多様な要素間の全ての関係、及びそれらと全ての生命ある有機体との間に存在する全ての関係。

作成：目的に対して製品を効果的に有用なものとするための、様々な構成要素の全ての組み

合わせ；殺虫剤が商品化されるために用いられる形式。

認可：管轄する国家又は地域当局が、殺虫剤の販売及び使用を認める手続き。これはその製品が設定された目的に対して有効に働き、また人体・動物の健康又は環境に対して許容できないリスクをもたらさないことを示す完全な科学的データの審査の後に与えられる。

市場投入：有償又は無償での殺虫剤のあらゆる市場投入。殺虫剤の国内への輸入は市場投入とみなされる。

有害生物：動物界又は植物界に属する植物又は植物製品の敵対的生物で、バクテリアやウイルス、マイコプラズマ又はその他の病原体を含む。

殺虫剤：以下を目的とする、物質又は物質の集合：

- ・ 食料品、農作物、木、木材、動物用飼料の生産、加工、貯蔵、輸送、商品化において、人間又は動物の病気の媒介者、植物又は動物に害をもたらす種又はその他の形で害となる種を含む、有害生物の排除、制御又は管理を行うこと；
- ・ 昆虫、クモ形類及びその他の内部・外部寄生者の退治のために動物に摂取させること；
- ・ 植物の成長調整剤、枯葉剤、乾燥剤、摘果剤として、又は早期落果の防止のため、及び倉庫保管や輸送の間の品質悪化を防ぐために収穫の前後に作物に対して使用する物質として使用すること。

調製：殺虫剤としての使用を意図し、少なくとも一種の効力の強い物質を含む、2種又は複数の物質から成る混合又は溶液。

植物製品：本条の「植物」の定義に含まない、消費目的の穀物といった植物の定義に含まれない物で、加工されていない、又は製粉、乾燥又は圧縮といった単純な調整を経た植物由来の製品。

生物学的保護：有害生物と、これを寄生、捕食又は競争により殺し、弱め、取って代わるような他の生物との自然上の関係を利用、助長することにより植物を保護する方法。

統合的保護：有害生物の数を許容値以下に保つため、与えられた生態系の中で可能な全ての技術を用い、あらゆるリソースを同時に駆使することによって有害生物への対策を行う方法。

隔離：植物又は植物製品上に存在しているおそれのある全ての有害生物を遮断するため、公的かつ特別な監視の下、植物又は植物製品を特別な条件の隔離状態に置くこと。

植物：種子及び遺伝物質を含む、生存状態にある植物又は植物の一部。

第II章：国土の植物病虫害防除

第1節：予防措置

第6条：植物、植物製品、土壌、厩肥、堆肥及びあらゆる包装材は、一切の有害生物が無いことを証明する原産国当局からの植物病虫害防除証書が添付されている場合のみ、ニジェールに持ち込むことができる。

第7条：植物、植物製品、土壌、厩肥、堆肥、栽培補助材及び容器、また有害生物を含み又は拡散させる恐れのある全てのものについては、その国内流通の条件について規則にて定められる。

第8条：有害生物のリスト、有害生物を含むおそれのある植物及び植物製品のリスト、また関連する対策特別条件については規則にて定められる。

第9条：有害生物については、それがその発育のどの段階であっても、国内において持込み、保有、輸送、散布することを禁ずる。

研究、実験目的のため特別な組織に対して、監視の下、農業担当大臣から例外が認められる。

第10条：植物及び植物製品は、これを栽培、貯蔵、販売又は輸送する者により良好な保健衛生状態にて保持、保管されること。

第11条：所管の又は開発する土地において、又は保管する植物や植物製品において、有害生物を発見した全ての者は、当該地域を管轄する行政当局又は官公吏に直ちに報告すること。

第2節：有害生物に対する監視、警報及び対処

第12条：有害生物を発見した全ての者は、当該地域の管轄部署、慣行上の又は地域の行政当局に直ちに通報すること。

第13条：植物保護担当部署は、植物及び植物製品の統合的保護を可能にするため、有害生物の出現及び進展について監視、警報、対処、追跡調査を行う。

第14条：植物保護担当部署は、経済的に重要な有害生物に関する技術的情報の収集及び拡散を行う。

また予防措置に関する助言、及び適切な植物病虫害防除の対処措置を行う。

第3節：増殖施設の衛生管理

第15条：農業担当省は、多年生木本植物の苗、挿し木、穂木、接ぎ木の台木及び種子の増殖を行う施設の植物病虫害防除に関する管理を行う。

第16条：指定された植物病虫害防除検査員は、植物及び植物製品の増殖施設に関する植物病虫害防除管理の任を負う。

第17条：植物病虫害防除検査員は、任地の大審裁判所にて、以下のように宣誓を行う：「私は、正しくかつ誠実に、与えられた職務を実行し、完全にかつふさわしく忠実な植物保護官として行動することを誓います」。

第18条：その主な活動の一つとして、また市場投入を目的として、多年生木本植物の苗、挿し木、穂木、接ぎ木の台木及び種子の生産を行う全ての施設は、農業担当省の管轄部署に登録しなければならない。

増殖施設内にて有害生物が発見された場合、感染した植物の全体又は部分について処置、殺菌までの間の隔離、完全殺菌、又は破壊が命じられうる。

所有者又は経営者には定められた措置の実行が義務付けられる。

第19条：増殖施設の植物病虫害防除管理の方法については規則にて定められる。

第4節：生物学的保護

第20条：農業担当大臣は、有害生物に対する植物又は植物製品の生物学的保護のため、副次的生物の持込み、増殖、実験及び利用を許可することができる。

第5節：殺虫剤

第21条：殺虫剤の市場投入及び使用が国土において可能なのは、認可又は販売臨時許可（APV）がある場合に限る。

殺虫剤の輸入については適合検査を要する。

しかしながら、植物病虫害防除上、獣医学上、保健衛生上緊急である場合、又は有害生物に対する他の手段が全く無い場合は、認可を受けていない、又は販売臨時許可のない殺虫剤を例外として国土において使用することができる。これは研究及び実験目的についても同様である。

第 22 条：上記第 21 条に定められた実験については農業担当大臣より許可され、2 年間有効であり、1 度の更新が可能である。

実験は殺虫剤管理国家委員会（CNGP）の監視と管理下において行われる。
実験により作られた製品は、人間及び動物の消費のために市場投入されたり使用されたりすることはできない。

第 23 条：実験の許可は、本法律第 21 条に定める条件をその製品がもはや満たさないとみなされる場合、中止される。

第 24 条：殺虫剤管理国家委員会は、殺虫剤の規則の適用について農業担当大臣を支援する。

殺虫剤管理国家委員会（CNGP）の構成、組織、権能及び機能については規則にて定められる。

第 25 条：殺虫剤の認可は、西アフリカ諸国経済共同体（CEDEAO）域内における殺虫剤の認可を規定する規則の調和に関する規則第 C/REG.3/05/08 号、及び殺虫剤の認可に関するサヘル早魃対策国家間常設委員会（CILSS）参加国共通規則に則り行われる。

第 26 条：認可された殺虫剤の化学的、生物学的又は物理的変更、又は用途の変更のある場合は新規の認可手続きを要する。

第 27 条：認可されていない殺虫剤のあらゆる広告を禁ずる。認可済み殺虫剤の広告については、認可に含まれた内容にしか言及してはならず、また現行規則に従わなければならない。

第 28 条：実験許可の申請の際は、規則に定められた金額の費用を支払う。西アフリカ殺虫剤認可委員会又はサハラ殺虫剤委員会が解体した場合の、認可申請についても同様である。

発生する収益の配分については規則にて決定される。

第 29 条：殺虫剤を輸入、製造、調製、包装又は再包装する全ての者は、殺虫剤管理国家委員会の同意に基づき農業担当大臣より発行されるライセンスを保持していなければならない。

また出納台帳をつけること。

第 30 条：殺虫剤を市場投入する全ての者は、農業担当大臣より発行される承認 (agrément) を保持していなければならない。

これは、殺虫剤を取り扱うサービス従事者についても同様である。

(※環境省註：原文において第 31～第 42 条が欠落)

第 43 条：輸出に関する植物病虫害防除管理の任を負う植物病虫害防除検査員は、本法律第 17 条の規定に従う。

第 44 条：輸出に関する植物病虫害防除管理の方法は規則により定められる。

第 45 条：植物又は植物製品の輸出者は、輸出先国が要求する場合、国際モデルに沿った植物病虫害防除証書又は再輸出証書を、管理担当部署に対して求めることができる。

第 46 条：有害物質、汚染された又は禁止された植物又は植物製品を輸出する場合は、農業担当大臣の許可及び輸出先国の管轄当局からの事前了承を要する。
この許可については、厳に正当性が裏付けられた研究又は実験目的においてのみ発行される。

第 47 条：輸出のための植物病虫害防除措置の適用から生ずるあらゆる費用については、輸出者の負担とする。

第 IV 章：刑罰規定

第 1 節：違反の調査及び確認、サンプル採取及び差押え

第 48 条：植物病虫害防除検査員は、調書より、本法律及び適用文書への違反を調査、確認する。

植物、植物製品及び殺虫剤の輸入規定に関するものについて、税関職員は植物病虫害防除検査員に協力する。

第 49 条：有害生物の調査、特定又は破壊のために、植物病虫害防除検査員はいかなる時でも、公的又は私的な農業、園芸、森林経営体、閉じられた又は開かれた土地及び庭園、庭又

は囲い地、保管庫又は倉庫（ただし居住区域は除く）にて自由に任務を遂行することができる。

植物病虫害防除検査員は、殺虫剤に関する違反の調査のために同様の特典を受ける。

植物病虫害防除検査員は、税関事務所、一般保管庫及び倉庫、ホール、市場、河川岸、駅、空港に自由に入ることができ、電車、飛行機及びその他の車両を視察することができる。

第 50 条：植物病虫害防除検査員は、有害生物を運ぶ恐れのある植物、植物製品及び他の媒体のサンプル採取、及び殺虫剤のサンプル採取を検査のために行うことができる。検査員は全てのライセンス、承認（agrément）又は台帳を確認することができる。

植物病虫害防除検査員は、有害生物の侵入を受けた植物、植物製品、他の媒体、及び現行規則に適合しない殺虫剤を差し押さえることができる。

植物病虫害防除検査員は、採取及び差押えの調書を作成する。

第 51 条：植物病虫害防除検査員は、その職務の遂行のため、行政の支援を要請することができる。

第 2 節：違反及び罰則

第 52 条：以下の行動は本法律への違反となる：

- 植物病虫害防除証書の無い植物、植物製品、土壌、厩肥、堆肥及びそれらの包装のためのあらゆる包装材を国土に持ち込むこと；
- 有害生物を、その発育段階にかかわらず、国土において持込み、保有、輸送及び散布すること；
- その土地又は開発する土地、倉庫に保有する植物又は植物製品において所有者が発見した有害生物を申告しないこと；
- 農業担当省の管轄部局への事前登録なしに、多年生木本植物の苗、挿し木、穂木、接ぎ木の台木及び種子の生産又は市場投入を行うこと；
- 許可されていない殺虫剤の生産、輸入又は輸出を行うこと；

- 承認なく殺虫剤の商品化を行うこと；
- 殺虫剤のラベルに虚偽の記載を行うこと、及び同殺虫剤の品質について第三者を誤解に導くために策略を用いること；
- 認可されていない殺虫剤の広告を行うこと；
- 認可された殺虫剤について虚偽の広告を行うこと；
- ラベルを故意に修正又は変更すること；
- 出納台帳を保持しないこと；
- 管理に関する公務執行を妨害すること；
- 実験から生じる製品を市場投入すること；
- ライセンスなしに殺虫剤を輸入、製造、調製、包装又は再包装すること；
- 承認なく殺虫剤を市場投入すること；
- 承認なく殺虫剤を取り扱うサービスを行うこと；
- 農業担当大臣の許可及び輸出先国の管轄当局からの事前了承なしに、有害物質、汚染された又は禁止された植物又は植物製品を輸出すること。

第 53 条：以下の違反については、1 年から 10 年の禁固刑及び 500,000 FCFA から 5,000,000FCFA の罰金刑、又は両者のうち一方に処す：

- 植物病虫害防除証書の無い植物、植物製品、土壌、厩肥、堆肥及びそれらの包装のためのあらゆる包装材を国土に持ち込むこと；
- 有害生物を、その発育段階にかかわらず、国土において持込み、保有、輸送及び散布すること；
- 許可なく殺虫剤の生産、輸入又は輸出を行うこと；
- 管理に関する公務執行を妨害すること；

- ライセンスなしに殺虫剤を輸入、製造、調製、包装又は再包装すること；
- 承認なく殺虫剤を市場投入すること。

第 54 条：以下の違反については、6 ヶ月から 2 年の禁固刑及び 100,000 FCFA から 1,000,000FCFA の罰金刑、又は両者のうち一方に処す：

- 承認なく殺虫剤の商品化を行うこと；
- 殺虫剤のラベルに虚偽の記載を行うこと、及び同殺虫剤の品質について第三者を誤解に導くために策略を用いること；
- 認可されていない殺虫剤の広告を行うこと；
- 認可された殺虫剤について虚偽の広告を行うこと；
- ラベルを故意に修正又は変更すること；
- 実験から生じる製品を市場投入すること；
- 承認なく殺虫剤を取り扱うサービスを行うこと；
- 農業担当大臣の許可及び輸出先国の管轄当局からの事前了承なしに、有害物質、汚染された又は禁止された植物又は植物製品を輸出すること。

第 55 条：以下の違反については、10 日から 30 日の禁固刑及び 10,000 FCFA から 100,000FCFA の罰金刑、又は両者のうち一方に処す：

- その土地又は開発する土地、倉庫に保有する植物又は植物製品において所有者が発見した有害生物を申告しないこと；
- 農業担当省の管轄部局への事前登録なしに、多年生木本植物の苗、挿し木、穂木、接ぎ木の台木及び種子の生産又は市場投入を行うこと；
- 出納台帳を保持しないこと。

第 56 条：再犯の場合、刑罰の上限が倍増される。

違反が発覚した日の前 12 ヶ月間に、植物病虫害防除の最終的な刑罰が違反者に対して宣告されている場合、再犯とみなされる。

第 3 節：和解

第 57 条：本法律にて定める和解の権能は、農業担当大臣により行使される。

しかしながら、同大臣はその和解の権能を植物保護担当部署に委任することができる。

第 58 条：有害生物と殺虫剤に関する本法律第 9 条及び第 21 条の規定に対する違反を除き、植物病虫害防除に関する違反については、和解の対象とすることができる。

裁判前、和解により刑の執行が消滅する。

裁判後、和解は罰金刑のみに関係する。

同意された和解金は和解証書にて定められた期日までに支払われなければならない。それがなければ訴追を受けるか、又は刑が執行される。

第 59 条：和解が成立しない場合、書類は共和国検事に転送される。

第 V 章：臨時及び最終規定

第 60 条：西アフリカ殺虫剤認可委員会（COAHP）の稼働を待つ間、殺虫剤の認可は、サヘル早魃対策国家間常設委員会（CILSS）参加国の殺虫剤に関する共通規則に従い、サハラ殺虫剤委員会（C. S. P.）により行われる。

COAHP 又は CSP が解体した場合、本法律第 22 条に言及される殺虫剤管理国家委員会（CNGP）が認可を担当する。

第 61 条：特に植物保護に関する 1996 年 3 月 21 日のオルドナンス第 96-008 号といった、以前の相反する全ての規定は本法律により廃止され、本法律はニジェール共和国官報にて公開され、国家の法律として施行される。

ニアメにて 2015 年 5 月 26 日

署名：共和国大統領
ISSOUFOU MAHAMADOU

首相

BRIGI RAFINI

国務大臣、農業大臣

MAIDAGI ALLAMBEYE

写し：

政府事務総長

GANDOU ZAKARA